



長野県報

8月4日(月)
平成26年
(2014年)
第2595号

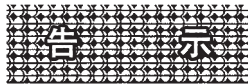
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課).....	1
救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定(医療推進課).....	2
解除予定保安林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	2

公告

一般競争入札(建設政策課技術管理室).....	3
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	3
一般競争入札(人材育成課).....	4



長野県告示第393号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成26年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 起業者の名称
御代田町
- 2 事業の種類
信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県北佐久郡御代田町大字面替字大星地内及び字前田清水地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
信州みよたクラインガルテン大星の杜・面替整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業の起業者である御代田町は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地が存する面替地区は、御代田町の南西に位置し、居住区域を農地や山林で囲まれ、区域内に一級河川の湯川が流れる自然環境に恵まれた地域である。

かつては、農林業が盛んに行われ活気あふれる集落であったが、近年では農林業の衰退に伴う人口の減少に加え、高齢化や農業従事者の減少による遊休農地の増加が問題となっている。

本件事業は、上記の現況に対応するために適正な規模の土地を確保して、クラインガルテン(滞在型市民農園施設)の整備を行なうものである。

本件事業の施行により、遊休農地を市民農園として活用することで遊休農地の解消が図られる。また、ラウベ(簡易宿泊型施設)に町内外の住民が滞在し、面替地区の自然環境と触れ合いながら農業体験を行うことで、農業従事への移行、農業従事による遊休農地の再活用及び豊かな自然との触れ合いを通じて利用者が本地区へ定住することによる人口の増加が期待される。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業に係る起業地は、周囲を農地と林地に囲まれているため、周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

なお、本起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による埋蔵文化財包蔵地として周知されているが、既に御代田町教育委員会による発掘調査が完了しており、開発行為に関する支障はないことが確認されている。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の

要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、本件事業は、遊休農地を市民農園として活用することによる遊休農地の解消及び利用者が豊かな自然との触れ合いを通じて定住することによる人口の増加を図るために早期に施行され、その効果が得られることが望ましい。

また、平成18年3月に策定された「第4次御代田町長期振興計画」及び平成23年3月に策定された「第4次御代田町長期振興計画後期基本計画」に掲げられ、整備について検討した結果、平成24年度実施計画(計画年度 平成24年度～26年度)に計上されており、早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

御代田町役場産業経済課

地域振興課

長野県告示第394号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。

平成26年8月4日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
慶友整形外科	飯田市上郷別府3367-8	平成29年8月31日

医療推進課

長野県告示第395号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市五常字マセグチ10230の7から10230の9まで、字新林10237の4

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第396号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市五常字マセグチ10230の5、10230の6、字新林10237の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第397号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成26年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
北安曇郡白馬村大字北城字横道市15847の8、15847の9、字ドロノ木15854の2、15855の2、15856の2、15856の3、15857の2、15857の3、字元漆場15860の2、15860の3(以上10筆。国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第398号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

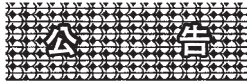
平成26年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
山寺(8)

- 2 一部について指定を解除する区域
伊那市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務
平成26年度公共事業労務費調査（10月調査）業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成27年1月23日まで
- (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去に同種の業務を履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部建設政策課技術管理室

電話 026 (235) 7323

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成26年9月2日（火）午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成26年8月26日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成26年9月1日（月）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課技術管理室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により同法第29条第1項の許可があったものとみなされた次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年8月4日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

- 1 協議済書番号
平成26年7月24日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南佐久郡小海町大字豊里5048-1の内、5048-6の内、5048-7の内、5048-8の内、5048-9の内、5048-10の内、5048-13、5048-14、5048-15、5048-16、5093-1の内、5107-38の内、